官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三）　二
〔告　示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件
（デジタル庁・法務一、二）　二
○保安林の指定をする件
（農林水産一四一～一六〇）　三
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一六一）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局一、二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局八）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　六
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
労働
ジェットスター・ジャパン株式会社（ジェットスタークルーアソシエーション）争議（所定労働時間の確定時期）調停申請に関する公表
（中央労働委員会）　七
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示
（関東運輸局最低賃金公示一、中国運輸局同一、四国運輸局同一、沖縄総合事務局同一）　八
〔資　料〕
令和五年十一月中国際収支状況（速報）及び令和五年七～九月中国際収支状況
（第二次速報）（財務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二九

省　令

○環境省令第三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十三日　　環境大臣　伊藤**信**太郎

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（環境省令で定める病院、診療所又は薬局） **第十条**　法第十一条に規定する環境省令で定める病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第二項に規定する指定医療機関 三・四　（略） （令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。 一～十八　（略） （削る） 十九～三十一　（略）	（環境省令で定める病院、診療所又は薬局） **第十条**　法第十一条に規定する環境省令で定める病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項に規定する指定医療機関 三・四　（略） （令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十二条第一項の規定による手当金 二十～三十二　（略）

附　則

この省令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。